

新規認定申請に関する留意事項

令和4年1月24日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

薬剤師の生涯研修は、新たに認定を受けた後、単位取得条件等を満たしつつ更新認定を受けていくべきものと思料いたします。このことから、更新申請の利便性向上のため、薬剤師研修・認定電子システム（PECS）の導入に当たり、更新認定申請の申請可能期間を延長し、認定期間終了後3か月までといたしました。

一方、これにより、現に認定を有している薬剤師が、都合により新規申請を行おうとする場合に支障を生ずるとの指摘がありました。上述の生涯研修のあり方とは異なるものの、新たなシステムへの移行期であることに鑑み、本日より1年の間（令和5年1月23日まで）は、支障解除のために必要な措置を講ずることとします。

この必要な措置を講ずるためには個別の状況を把握する必要がありますので、該当する方は、jpec@jpec.or.jpへ自らの状況を記載してお申し出ください（状況についての記録が必要なため、口頭では対応できかねます）。この場合、状況によっては、措置をとることができないことがありますので、ご了承ください。

なお、必要な措置をとるまでには最長で1か月を要します。現に有する認定の期限日より前に措置する必要がありますので、十分な余裕を持ってお申し出ください。